

会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回東久留米市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和3年7月29日（木）午後2時00分から午後4時10分				
開催場所	東久留米市役所7階 701会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略） 委員：松波 淳也、紺野 琢生、井田 清治、濱野 和也、荒島 久人、平山 征子、桑原 留里子、井原 恵子、後藤 千賀子</p> <p>●欠席者（敬称略） 委員：古本 栄一</p> <p>●事務局 環境安全部長、ごみ対策課職員3名</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由	-	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 会議録の承認</p> <p>3. 議事</p> <p>（1） 一般廃棄物処理基本計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画の目標達成状況について ・ 将来ごみ量の見込みと目標値の設定について ・ 目標達成に向けた重点施策の選定について <p>（2） 災害廃棄物処理計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする災害について ・ 対象とする災害廃棄物について ・ 災害廃棄物量の推計について <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>				
配布資料	<p>次 第</p> <p>令和3年度第1回東久留米市廃棄物減量等推進審議会会議録（案）</p> <p>資 料 1 一般廃棄物処理基本計画について</p> <p>資 料 2 災害廃棄物処理計画について</p>				
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部ごみ対策課</p> <p>電話：042-473-2117（直通）</p>				

会議経過（意見等要約）

1. 開会

出席状況の確認。今回は9名出席、1名欠席。

会議の成立

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

2. 会議録の承認

第1回審議会会議録は委員から異議がなく、承認された。
傍聴人の確認。今回は傍聴人の出席はない。

3. 議事

(1) 一般廃棄物処理基本計画の策定について

【会長】

一般廃棄物処理基本計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料1「一般廃棄物処理基本計画について」に基づき、一般廃棄物処理基本計画の策定について説明。

現計画の目標達成状況

前回計画で設定された家庭ごみ原単位・ごみ排出量・ごみ原単位・資源化率の令和3年度目標値及び各項目の平成28年度、平成30年度、令和2年度の実績値を記載。

将来ごみ量の見込みと目標値の設定

将来人口推計、将来ごみ量の推計方法及び推計結果、国・都、関係組合の目標の達成状況について記載。

将来人口は「東久留米市第5次長期総合計画基本構想・基本計画」での将来人口の推計値を採用する。

本計画における目標は、現段階では、国・都、関係組合の目標及び前回計画の目標の達成状況を考慮したうえで、令和12年度にごみ排出量を平成24年度に対して10%削減、令和7年度に焼却残渣量を令和元年度に対して6%削減、令和18年度に家庭ごみ原単位を505 g/人・日、ごみ原単位を687 g/人・日にすることを指すと設定。

目標達成に向けた重点施策の選定

ごみ排出抑制計画、分別排出計画、収集・運搬計画、中間処理、最終処分計画における目標達成に向けた重点施策について記載。現在行われている施策、及び新たに採用するかを検討する施策について説明。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

将来人口を推計するにあたり、人口実績を日本人と外国人で分ける理由は何ですか。

また、表2の将来人口推計では年齢3区分（年少、生産年齢、老年）が示されていませんが、年齢区分を考慮して目標を設定すべきではないでしょうか。

【事務局】

平成23年度までの住民基本台帳では、外国人人口が含まれていなかったことを踏まえ、人口に外国人人口が含まれていることが分かるように表記をしています。推計をするにあたっては、区分はしていません。

現状の年齢別のごみ排出量を把握することが困難であり、ごみ量の目標設定も年齢区分を考慮して行うことは困難であると考えられます。さらに、現段階では年齢区分別のごみ量推計方法が確立されていないため、年齢区分を考慮した推計は難しいと考えられます。

【委員】

事業系の直接持込みごみを減らす具体的な方策はあるのでしょうか。

【事務局】

事業系の直接持込みごみは景気の状態に影響を受けると考えられるため、具体的な方策を示すのは難しいと考えています。

現段階では、多量排出事業者に指導を行い、紙のような資源化が可能な廃棄物については、資源化をしてもらうことや、市への処理ルートだけではなく、民間の処理ルートに乗せてもらう、という方法が考えられます。

また、処理施設のキャパシティを考慮し、その施設に対する搬入の制限をかけるといった方法も考えられます。

【委員】

法律的な問題はないのでしょうか。

【事務局】

法律上、市町村が事業者のごみを処理する責任はありません。市町村は、事業系ごみの処理方法を決める責任はありますが、処理先を民間処理業者にすることは問題ありません。事業系ごみを民間の処理業者にて処理させることは可能ですが、実際にはあまり行われていません。

【委員】

表1にて、家庭ごみ原単位の令和3年度目標値が505 g/人・日となっていますが、これを令和18年度に達成することは可能なのでしょうか。プラスチックごみや食品ロスの削減可能性をそれぞれ試算し、それを積み上げてこのような目標値を設定しているのでしょうか。それとも、国や都の目標値を参考に設定しているのでしょうか。

また、1頁に示されている家庭ごみ原単位の定義によると、資源物を分別しても家庭ごみ原単位の減少には寄与しないように思われますが、そのような認識で問題ないでしょうか。

【事務局】

まず、家庭ごみ原単位の令和3年度目標値については、前回計画にてごみ有料化によるごみの削減可能性を考慮したうえで設定されたものです。ごみ有料化及び戸別収集というごみ減量に効果的な施策をやり切ったうえで、目標値達成が難しいという意見が多く出た場合、目標値を再検討する余地があると考えています。

また、プラスチックごみや食品ロスの削減可能性については、他自治体の事例を参考に、

施策による削減効果のデータをもとに計算をし、次回の審議会にてどの程度削減可能かを提示することは可能です。

【副会長】

家庭ごみ原単位と資源物の関係については委員の認識で問題はなく、資源物の分別を行った場合には、家庭ごみ原単位は変化せず、資源化率が増加する、ということになります。

【事務局】

1頁に示しているのは、東久留米市の前回の一般廃棄物処理基本計画での定義になります。国が示している目標の中での家庭系ごみ排出量の定義には資源物は含まれていません。

【会長】

将来のごみ排出量推計を行うにあたり回帰分析を行っていますが、説明変数は時間でよろしいでしょうか。また、説明変数は時間のみという認識でよいのでしょうか。

【事務局】

その通りです。

【会長】

本計画で示されている目標値については、国や都の目標値を参考にしたうえで設定していると理解しています。設定した目標を達成するために、推計された将来のごみ排出量からどのようにごみ排出量を減らすかについて、16頁に記載されている施策を用いて検討するということだと思いますが、施策を実行した際のプラスチックごみや食品ロスの減量効果についてはいくつか先行研究があるので、次回の審議会にて、先行研究を参考に、施策を実行した際の減量効果の試算をしていただきたいと思います。

また、近年の環境施策等ではSDGsが目標として挙げられることが多いため、SDGsに関連した施策もよいのではないのでしょうか。

【事務局】

了承。重量の関係から、特に食品ロスの削減がごみ減量により効果的であると考えられるため、食品ロスに対する施策による減量効果の試算が主になると思われます。

SDGsについては、概念的な施策になることが予想されますが検討します。

【委員】

重点施策について、東久留米市が試行実施している「高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業」を記載してもよいのではないのでしょうか。

また、表題が「目標達成に向けた重点施策の選定について」となっていますが、施策の1つとして資源物の分別収集の徹底が挙げられており、家庭ごみ原単位の定義より、分別収集の徹底は目標達成につながらないのではないかと思います。いかがでしょうか。

【副会長】

家庭ごみ原単位の削減にはつながりませんが、前回計画の目標の1つである資源化率の上昇にはつながると考えられます。

【委員】

表8について、資源化率は今回の目標に入っていないと思いますがどうでしょうか。

【副会長】

資源化率の目標値については見直してもよいかもしれません。

【事務局】

分別収集の徹底については、資源化率の上昇につながることで、また、今回設定している焼却残渣の削減にもつながるため、「目標達成に向けた重点施策の選定について」に記載することは問題ないと思われます。

【副会長】

ごみ減量のためには市民の協力が必要不可欠であり、市民の意見を取り入れる必要があると思います。

他市では、ペットボトルの店頭回収が行われている事例があり、店頭回収を行うことで家庭ごみを減らすことができるのではないのでしょうか。こういった事例を参考に、牛乳パックの店頭回収等を施策の1つとして追加してもよいのではないのでしょうか。

また、有料化導入による効果の検証について、毎年、実行した施策の効果を点検する実行計画のようなものは策定するのでしょうか。施策を実行したうえで、定量的な検証が可能となるシステムが必要ではないのでしょうか。

【事務局】

店頭回収については骨子案にて検討します。

また、有料化導入による効果の検証については、毎年度検証を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた検証を、一般廃棄物処理基本計画の見直しと併せて行う予定です。

【委員】

資源物が家庭ごみに含まれるというのは、分別を行っている市民からすると納得できません。資源物を家庭ごみと分けるということはできないのでしょうか。

【事務局】

今回は、前回計画の考えをもとに家庭ごみ原単位の定義を示しています。先ほど説明した通り、国の目標の中で示している家庭ごみには資源物は含まれていませんので、もしも国の目標を参考にすべきである、という意見があれば、国の示す家庭ごみの定義を導入することも可能です。

【事務局】

本市は、前回計画の策定にあたり、家庭ごみ原単位は多摩地域ごみ実態調査にならって定義しており、本資料もそれに倣って作成しています。

【委員】

それは、資源物を家庭ごみと分けることは不可能であるということでしょうか。

【会長】

そもそも国のごみ排出抑制の方針の1つは、リデュース・リユースに積極的に取り組み、ごみ排出量を減らすというものです。したがって、資源物も含めた家庭ごみの減量が必要となります。

【副会長】

リデュース・リユースが効果的ということで、フリーマーケットの開催等も施策の1つとして考えられるのではないのでしょうか。

【委員】

市民としては、有料化及び戸別収集により、ごみ排出の責任者が明確になり、各家庭からのごみ排出量が減少しているという実感があります。ここからさらに減量化を図るとい

うことは重要であると思いますが、市民が努力しているということは認識していただきたいです。

【委員】

ごみ排出の責任者の明確化という話が出ましたが、戸建住宅では責任者が明確化されつつある一方で、集合住宅では設置されたボックスにて収集するというシステムのため、責任者が不明確であるという問題があります。責任者が不明確であることにより、不法投棄が行われるというケースがあり、ごみ排出量が減少しているという実感はあまりありません。

また、16項以降に示されている施策はより具体的な施策を記載できないでしょうか。

食品ロス削減の推進で挙げられている「買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制などの周知」として、例えば、スーパーにポップを表示するのはどうでしょうか。「料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などの情報を発信」をより広めるためにはどうすればよいのか等、具体的な内容が必要だと思います。「30・10運動」はコロナ禍では非効果的だと思います。

プラスチックごみの発生抑制の推進で挙げられている「レジ袋の有料化やマイバック運動の展開」も既に行われているので、より推進するためには何が必要か検討する必要があると思います。

資源循環の推進で挙げられている「容器包装プラスチックの分別収集」について、全国で収集されているプラスチックごみのうち1/4ほどしかリサイクルされていない、という話を聞いたことがあり、分別は無意味なのではないかと感じたことがあります。分別の意義の周知も含め、具体的な例を交えつつ資源物の分別方法の周知徹底を図る必要があると考えます。

【委員】

家庭ごみの中でも、生活をするうえで生ごみは大量に出ています。生ごみ減量の方法の1つとして、コンポストの購入に対する助成金の強化や、戸建住宅に対する肥料の配布などは難しいでしょうか。また、コンポストはどのくらい普及しているのでしょうか。

【事務局】

本市ではコンポストの普及率のデータは集計していません。生ごみ処理機器の購入に対する助成金の申し込みは現状ではかなり多く、助成金施策のために充てられた本年度の予算の半分ほどをすでに消費しています。昨年度についても予算をすべて消費しているため、生ごみ処理機器の購入に対する助成金は有効な策の1つであると思われます。また、生ごみ処理機器が普及しつつあるのは、コロナ禍の影響も考えられます。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定について

【会長】

災害廃棄物処理基本計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料2「災害廃棄物処理計画について」に基づき、災害廃棄物処理計画の策定について説明。

対象とする災害

本計画の対象となる災害を記載。

本計画では地震・風水害が対象となり、それぞれの災害において想定される規模・被害の大きさ等について説明。

対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物の種類と、それぞれの種類に該当するものについて記載。

災害廃棄物量の推計

地震・風水害による災害廃棄物発生量の推計方法と推計結果について記載。

地震による災害廃棄物発生量については、東京都が策定している「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月公表）や「東久留米市地域防災計画」（平成28年2月改定）」に基づき推計している。

風水害による災害廃棄物発生量については、過去の水害の中でも最も被害棟数が多かったものと同程度の被害を受けた場合を想定し推計している。

避難所ごみ量は、「東久留米市地域防災計画」で想定されている避難者数22,450人のうち、14,592人が一時的に避難所で生活することを想定し推計している。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

想定すべき生活ごみは、平時と発災時では、ライフラインの被害状況により異なると思われます。例えば、ガス・電気・水道が使えない等の理由から缶・ペットボトル・ガスボンベ等のごみが平時よりも多くなることが考えられます。また、発災時には大量の非常用トイレの利用が想定されることから、くみ取りし尿以外のし尿の適切な処理も必要になると考えられます。

以上に挙げたガスボンベや非常用トイレの2点について重点的に検討していただきたいです。

【委員】

コロナ禍の影響で、発災時にも避難所に避難するのではなく、自宅で待機する人が多くなると考えられます。こういった社会情勢は考慮しないのでしょうか。

【事務局】

コロナ禍の影響で自宅からのごみ排出量が増加したとしても、避難所と自宅から排出されるごみ排出量の合計値は非コロナ禍と変わらないと考えられるため、自宅待機の人数の大小は考慮する必要はないと考えられます。

【事務局】

災害廃棄物処理計画のもととなる地域防災計画が、社会情勢を考慮して変更されることがあれば、可能な限り本計画にも反映します。

【副会長】

表6の全壊の災害廃棄物発生量原単位とは、壊れた家屋を解体したうえでの廃棄物の発生量という認識で問題ないでしょうか。

【事務局】

その認識で問題ありません。

【副会長】

壊れた家屋を解体する場合、解体する前に家財などのごみが発生すると考えられます。発災後の時系列ごとに発生するごみの種類を考えて、計画を策定する必要があると思われます。

4. その他

【会長】

次第の「その他」について、委員の皆さん・事務局から何かご質問・ご意見・ご説明等がありますか。

【事務局】

次回（第3回）の開催日程は、8月24日（火）14時から703会議室で予定しています。

5. 閉会

以上をもって、予定の議事は全て終了。

令和3年度第2回東久留米市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。